

13 防災・安全教育

安全な学校生活を確保することは、児童生徒はもちろん、保護者、教職員、地域住民全ての人々の願いである。しかし、私たちが脅かす数々の危険が依然身近に存在し、児童生徒が被害者となる痛ましい事件・事故がその後も繰り返し発生している。また、近年の自然災害の状況や交通事故、犯罪などの社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題も次々と顕著化し、今後の深刻化も懸念されている。

こうした現状を踏まえ、学校における組織的な安全管理の一層の充実を図ることや、安全で安心な学校施設を整備すること、児童生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育を推進することが求められている。

(1) 安全教育

地震・津波等の自然災害や登下校中の交通事故、更に不審者による児童生徒の安全を脅かす事件など、安全に関する課題は山積している。生命は全てに優先して尊重されなければならないものであり、学校における安全に関する指導は、自他の生命尊重を基本理念として進められるものである。特に、一度失った生命は二度とよみがえらないという厳しさを自覚し、指導の充実に努めなければならない。

① 目標

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、安全で安心できる社会づくりに進んで参加し貢献できるような資質や能力を養うことにある。

具体的には次の三つの目標が挙げられる。

ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全に関わる課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心できる社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

② 各領域の内容

学校安全における生活安全、交通安全、災害安全（防災）の各領域は、いずれも重要な課題であり、教育活動において、いずれかに偏ることのないよう十分な配慮が求められる。

ア 生活安全	日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする。
イ 交通安全	様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車などの利用ができるようにする。
ウ 災害安全（防災）	様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動が取れるようにする。

③ 進め方

安全教育の目標を実現するためには、各学校において児童生徒及び地域の実態に応じ、学校保健安全法第27条に規定されている学校安全計画を立て、意図的、計画的に推進しなければならない。実際の指導は、体育科・保健体育科や関連する教科における安全学習、総合的な学習（探究）の時間、特別活動の学級・ホームルーム活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を中心として、教育活動全体を通じて行うものである。

また、児童・生徒会活動等においても、児童生徒の自発的・自治的な活動の中で必要に応じて安全指導が行われるものである。したがって、安全教育を効果的に進めるためには、教職員が共通理解を図るとともに、防災体制、救急体制がいざというとき機能するよう、日常的に指導に取り組むことが重要である。

④ 今後の学校安全の目指すべき姿と推進の方向性

文部科学省は「第2次学校安全の推進に関する計画」（平成29年3月）の中で、今後の学校安全の目指すべき姿と推進の方向性について、次のとおり示している。

ア 目指すべき姿

- (ア) 全ての児童生徒が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- (イ) 学校管理下における児童生徒の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障がいや重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

イ 推進の方向性

- (ア) 学校安全に関する組織的取組の推進
- (イ) 安全に関する教育の充実方策
- (ウ) 学校の施設及び設備の整備充実
- (エ) 学校安全に関するP D C Aサイクルの確立を通じた事故等の防止
- (オ) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

(2) 防災教育

「防災」とは、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ災害の復旧を図ること」をいう。つまり、「備え（予防・訓練・啓発）」から「緊急対応（応急・避難・生活支援）」、そして「復旧・復興（生活再建）」まで、「災害の全ての局面」に係る用語である。

学校では、児童生徒の防災対応能力の向上を目指す「防災教育」とともに、児童生徒の安全確保に向けた体制の充実を目指す「防災管理」、これらを推進する体制を整備する「組織的活動」の三つの要素があり、これらを効果的に進めていくためには、この三つの要素を教育活動の中に具体的に位置付けることが大切である。

① 目 標

防災教育は、様々な危険から児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。災害時における児童生徒の安全を確保するためには、次のようなねらいが考えられるが、児童生徒の発達段階や地域の実態に応じて防災教育を行う必要がある。

- ア 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- イ 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

ウ 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

② 内 容

防災教育の内容には、「一般的な内容」と「地域特性に基づく内容」の二つの側面がある。

「一般的な内容」とは、学習指導要領の中に位置付けられている「災害発生メカニズム」や「防災への備え・訓練」などの内容で、どの地域、どの学校でも共通する内容である。

「地域特性に基づく内容」とは、土砂災害・洪水・地震・津波等、どのような災害がどのように起きる可能性が高いのかという地域・学校独自の内容であり、これに関しては、地域の方々がより多くの情報と知恵をもっていると考えられる。

児童生徒の防災対応能力は、「一般的な内容」と「地域特性に基づく内容」の両者が補完し合って育つ。そのため、地域と連携して防災教育を行うことが大切である。

【重点内容】

ア 幼稚園

幼稚園では、日頃から様々な機会を捉えて、安全に関する理解を深めるよう指導し、危険な場所や事物などが分かり、災害時には教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できるようにするとともに、火災など危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの大人に速やかに伝えることができるようにする。

イ 小学校

小学校の低学年では、災害が発生したときに、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなどして適切な行動ができるようにする。中学年では、災害のときに起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。

ウ 中学校

中学校では、小学校での理解を更に深め、応急処置の技能を身に付けたり、地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、学校・地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようにする。

エ 高等学校

高等学校では、自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度や応急処置の技能などを身に付ける。また、社会における自らの役割を自覚し、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにする。

オ 特別支援学校

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における指導内容を参考にするとともに、児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性等及び地域の実態などに応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるように指導することが重要である。

(文部科学省「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告より)

③ 防災訓練の実施

学校は、児童生徒が集団で学習し生活を営んでいる場であるという特質から、災害時に児童生徒が安全に避難できるよう、日頃からの防災訓練が重要である。そのため、以下の点に十分留意し、防災訓練を実施していく必要がある。

ア 学校での防災訓練

学校での防災訓練は、災害時に安全に避難できる態度や能力を体得し、防災教育の指導内容について実践的に理解を深める場として極めて有効である。このため、地域や学校の実態に応じて、防災訓練の時期、災害の種類、対象、実施回数、実施の方法などについて計画を立て、年間を通じて計画的に実施することが必要である。その際、あらゆる場面を想定して行うことが必要であり、特に、学校の立地条件や災害が発生したときのリスクを考慮に入れることは、防災訓練を実施する上で、重要なことである。

また、地域との連携を深めるために地域の消防署や自主防災組織、保護者などと合同で防災訓練を行うとともに、登下校時や休み時間など、あらゆる場面を想定した防災訓練を行うことが大切である。また、児童生徒が自らの判断で主体的に避難する力を身に付けることができるためには、繰り返し訓練を実施することが重要である。

さらに、教職員は、災害発生時の対応について一人一人が十分に理解しておくとともに、役割を分担し、協力して防災訓練を実施することが必要である。そして、訓練を一層効果的にしていくために、人員把握・安全確認や指示の方法、避難に必要な時間、避難場所・経路の選定、児童生徒の避難行動時の状況等について自己評価や専門家の協力を得て評価を行うなど、計画を見直し、その後の計画の改善や訓練に生かすことが重要である。

イ 地域ぐるみの防災訓練への参加

災害発生時には、地域社会との連携なしには学校が成り立たない。地域ぐるみの防災訓練に積極的に参加することにより、避難所運営に対する協力の在り方等、災害時の対応について訓練することが大切である。